

令和4年5月24日
健康福祉部健康課

西東京市新型コロナワクチン接種実施計画の改訂(概要)について(案)

令和4年5月20日「予防接種法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、令和4年5月25日から施行されることから、新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目接種)を「西東京市新型コロナワクチン接種実施計画」に位置づけるため、下記のとおり改訂する。

記

1 改訂の主な内容(第9版)

(1) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目接種)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種、追加接種(4回目接種)を実施する。

(2) 追加接種(4回目接種)対象者

3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

(3) 本市スケジュール及び追加接種者数(見込み)

- ① 開始時期 令和4年5月25日から
- ② 追加接種者数(見込み) 66,500人

(4) 接種の実施体制

西東京市医師会や医療機関と十分な協議を行い、市民に身近な市内医療機関における個別接種及び市が開設する集団接種会場で接種を行う。

2 改訂日

令和4年5月25日